

e お客様の人数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかばって3日前に当たる日より前に、また同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかばって23日に当たる日より前に旅行中止の通知を致します。f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。

g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当該の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

上記gの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航にはご遠慮ください」以上の危険情報が出されたとき、(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。)

ウ 当社は本項(1)アにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻致します。

(2)旅行開始後の解除・払戻し
 ア お客様の都合により旅行契約を解除し又は時差脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しは致しません。
 イ 旅行開始後であっても、お客様の責に帰せぬ事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払戻し致します。

当社の解除・払戻し
 ア 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様に予め理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
 a お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 b お客様が旅行を安全且つ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げたとき。
 c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当該の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。

イ 解除の効果及び払戻し
 本項(2)アに記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、本項(1)アによりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目でも既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払戻し致します。

ウ 本項(2)ア、a、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のために必要な介助者の負担で出発地に戻るための必要な手配を致します。

工 当社が本項(2)アの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

旅行代金の払戻しの期間
 当社は、第16項(旅行代金の額の変更)の(2)(3)(4)(5)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定によりお客様または当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻し致します。本項(3)の規定は、第22項(お客様の責任)又は第24項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

19 旅程管理
 当社は、旅行の安全且つ円滑な実施を確保することに努み、お客様に対し適切に提供する業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けられないおそれがあることと認められるときは、必要な措置をとった旅行サービスの提供を確実に受けられるために、必要に応じて、8時から20時までと致します。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずとなるよう努むこと。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努むことなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

20 当社の指示
 お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動して頂くときは自由行動時間を除き、旅行を安全且つ円滑に実施するための当社の指示に従って頂きます。

21 添乗員
 (1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示致します。
 (2) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地において当社が手配を代行させる旨(以下「手配代行者」といいます。)により行わせ、その者の連絡先を最終日程表に明示致します。
 (3) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までと致します。

22 当社の責任
 (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償致します(損害発生日の翌日から起算して2年以内(当社に対して通知があった場合に限り)ます)。
 (2) お客様が次に明示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
 ア 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 イ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
 工 自由行動中の事故
 工 食中毒
 キ 盗難・詐欺等の犯罪行為
 キ 運送・宿泊機関等の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
 ク その他、当社に生じ得ない事由

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者が故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償致します。

(4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

23 特別補償
 (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然且つ急激な外来の事故によって身体に障害を受けたときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払い致します。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影資金のフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については

補償致しません。
 (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、バングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトライク機等)搭乗、ジャイロブレンド搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払い致しません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれていないときは、この限りではありません。

(3) 当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(4) 当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合当該特別の旅行は手配旅行契約に基づくとおり、本項特別補償の適用はありません。

24 お客様の責任
 (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様が損害の賠償を申すことができます。
 (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
 (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、その手配代行者又は当該旅行サービスの提供者から申出なければなりません。

25 オプションツアー又は情報提供
 (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が実施する企画旅行(以下「当社実施のオプションツアー」といいます)の第23項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。
 (2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第23項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの催行にかかわる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。
 (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第23項(特別補償)の規定は適用せずが、それ以外の責任は負いません。

26 旅程保証
 (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の規定する変更を除きます)は、第9項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更事項について第22項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてでなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
 ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
 イ 戦乱
 ウ 暴動
 エ 官公署の命令
 オ 欠航・不運、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 カ 遅延・運送スケジュールの変更等当初の旅行計画に異なる運送サービスの提供
 キ 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
 ク 第18項の規定に基づき旅行契約が解除されたとき、当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。
 ケ パンフレットに記載した旅行サービスを受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満の場合は当社は変更補償金を支払いません。
 (3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
 (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせて頂くことがあります。

○変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = 1件につき下記の率 x お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級及び設備の料金の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下った場合に限り)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、客観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
上記一に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以後に旅行者に通知した場合をいいます。
 注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
 注3: 号又は号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
 注4: 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
 注5: 号又は号もしくは号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
 注6: 号に掲げる変更については、号から号までの率を適用せず、号によりします。
 注7: 宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載している

リスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。
 27 旅行条件・旅行代金の基準
 本旅行条件の基準日(旅行代金の基準日)については、ホームページ、パンフレットに明示した日となります。
 28 個人情報取扱
 (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報取得いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報の項目を自分で選択することができますが、お客様がご提供された個人情報はお客様がご提供された個人情報を提供しただけでなく、お客様とご連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがされない場合、お客様の申込、ご依頼やお引受できないことがあります。取得した個人情報(「受託販売権」)に記載された(総)合旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様とご連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内でも利用し、また、お申込みいただいたホームページ、パンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社からは、1. 当社及び当社からの提供される商品の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3. アンケートのお願い、4. 特典サービスの提供、5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。
 (3) 当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報提供を預託いたします。
 (4) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の範囲の範囲内において、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれお客様の営業案内、お客様の申込みの簡便化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただくことがあります。
 (5) 当社は、旅行先でのお客様のお買物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを生産物データに提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。なお、これらの事業者への個人データへの提供の停止を希望される場合は、お申込地にお電話までにお申し出下さい。

29 通信契約の旅行条件
 (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受け、その条件を条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みをお客様が旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。通信契約による旅行条件は旅行条件書に準拠致しますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内致します。
 (2) 本項でいう「カード利用」とは、お客様が当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻金等を履行するときに、旅行契約を締結しようとするお客様は、お申込みの際、お申込みされる募集型企画旅行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号(会員番号)その他当社指定の事項を資料にお申出て頂きます。
 (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を受けたときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ、テレックス等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
 (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域の会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受け、この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の第18項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払い頂きます。
 (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

30 その他
 (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の物が、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れの費用に伴う諸費用、別行動時に要費用が生じたときには、これらの費用をお客様にご負担頂きます。
 (2) お客様の便宜をはかるとして土産物店等にご案内することがありますが、お買物の際には、お客様の責任でご購入して頂きます。
 (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
 (4) 子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。
 (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲内、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港を出発(集合)して、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所から乗せてから、海外の解散場所まで解散するまでとなります。
 (6) 日本国内の空港から本項(5)の発着空港までの区間を、普通運賃またはパンフレット等に記載した追加料金等で利用する場合、当該区間は旅行契約の範囲に含まれません。
 (7) 当社の募集型企画旅行にご参加頂くことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ・登録等は、お客様ご自身で当該航空会社等へ行って頂きます。また、利用航空会社の変更により第22項(1)及び第26項(1)の責任を負いません。

<旅行代金の返金に関するご注意>
 当社は、お客様の都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様の負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承下さい。
 <空港諸税・燃油サーチャージについて>
 (1) パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んでいる企画旅行での契約の場合、空港諸税は別途お支払い頂きます。また、契約成立後の燃油サーチャージの増減等による追加徴収及び返金は致しません。
 (2) パンフレット等で旅行代金に燃油サーチャージを含めない企画旅行での契約の場合、空港諸税・燃油サーチャージは別途お支払い頂きます。また、契約成立後に航空会社より燃油サーチャージの増減があった場合には、差額の追加徴収及び返金を致します。燃油サーチャージの値上げを理由とした差額の増減は所定の取消料を申し受けます。
 (3) 国際航空運送協会(IATA)が定める航空券面上の為替が著しく変動した場合、外貨建て円換算による空港諸税や燃油サーチャージの差額を追加徴収及び返金致します。
 <お客様の氏名(スペル)変更および訂正について>
 当社所定の申込書のローマ字氏名が記入される際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りに記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・乗船券の発行替え、関係する機関へ氏名訂正のため必要となります。この場合、当社はお客様との代わりの場合に準じて第17項のお客様の交替手数料を頂きます。なお、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められない、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合は第18項が当社所定の取消料を頂きます。
 <海外旅行保険への加入について>
 ご旅行中、病氣、けがを申し渡す、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、ご旅行者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを守るため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込地の販売員にお問い合わせください。